

# ありんこの会会則

## 第1章 名称

第1条 本会は、橋本市障害児者父母の会ありんこ部会「ありんこの会」と称す。

## 第2章 目的

第2条 本会は、障害や発達につまずきを持つ子どもの健全な育成及び地域社会の協力により、社会参加を促し、その福祉を増進することを目的とする。

## 第3章 会員

第3条 本会の会員は、次の通りとする。

正会員・・・橋本市内の障害や発達につまずきを持つ子どもの保護者  
賛助会員・・・本会の目的に賛同する熱意ある有志

## 第4章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) ありんこの家の設立
- (2) 地域社会の障害児理解の啓発、充実にかんすること
- (3) 会員相互の親睦と教養の向上に関すること
- (4) その他必要な事業

## 第5章 役員

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名、副会長2名、幹事若干名、事務局1名、会計2名、監査2名。

第6条 役員の仕事は、次の通りである。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- (3) 幹事は、会長の指示を受け、会の事業運営に当たる。
- (4) 監査は、毎年1回会計事務について監査する。
- (5) 事務局、会計は、会長の指示を受けて会務を処理する。

第7条 役員は、総会で互選とする。

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第6章 会議

第9条 本会の会議は、総会及び定例会とし、総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第10条 定期総会は毎年4月に開き、次の事項について審議する。

- (1) 会務及び決算の報告
- (2) 予算の審議
- (3) 役員の仕事
- (4) その他必要な事項

第11条 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

第12条 定例会は、必要に応じて会長が招集する。

第13条 総会は、正会員の3分の1以上の出席者（委任状を含む）がなければ開会することが出来ない。

第14条 会議の決議は、出席者の過半数をもって決定する。

第15条 総会には、賛助会員の出席を認める。

#### 第7章 会 計

第16条 本会の経費は、会員の納入する会費、事業収入、寄付金をもってあてる。会費は、毎年度予算の定めるところによる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

#### 第8章 補 則

第18条 この会則に定めるものの他、必要な規定は定例会にはかり会長が定める。

第19条 この会則の改正は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって行うことが出来る。

(附 則) この会則は、2003年4月12日から施行する。

(附 則) この会則は、2005年4月9日から施行する。

(附 則) この会則は、2006年4月22日から施行する。